

受動喫煙で困っている人がいるかも…









イメージ図

# 居住空間での喫煙について 近隣の方へ配慮をお願いします。

# Q1. 私的空間での喫煙もダメなの?

令和2年4月に改正健康増進法が全面施行されたことにより、望まない受動喫煙を防止するため、施設等の類型に応じて、敷地内や屋内での喫煙が規制されました。

私的空間については法規制の対象外ですが、 たばこを吸う際には周囲への配慮に努めていた だくことが必要となりましたので、近隣の方への 配慮をお願いします。

※平成24年12月13日判決、名古屋地裁において、度 重なる要請にもかかわらずベランダでの喫煙を続け たことで損害賠償が認められた事例もあります。

#### Q2.新型たばこ

## (加熱式・電子たばこ) なら大丈夫?

新型たばこにおいても、紙巻 たばこに含まれる有害物質を発 生させるため、受動喫煙による 健康影響を引き起こす可能性が あります。

そのため、紙巻たばこに限らず、たばこと名のつくものはすべて、喫煙する際に周囲に配慮する 必要があります。

### Q3.禁煙したいけど どうすればいいの?

吹田市の禁煙支援の取組として、 禁煙相談や禁煙治療に係る自己負担 額の最大1万円をキャッシュバックする「禁煙チャレンジ」を実施しています。この機会に挑戦してみませんか?

#### ↓詳しくはこちら







